



ということをいろいろな研修会を通じて皆様方にお知らせをし、また自分たちみずからの力でクラブは立ち上げていく、つくり上げていくものであるということをしていろいろ述べさせていただき、御理解をいただいているところでございます。したがって、スポーツ団体の協力だけではこれは成り立ち得ないというのは御指摘のとおりかと思っております。私の方でも思いますのは、地域型ということで地域に根ざしたクラブということをごさいますして、これはある種の新しい地域コミュニティーをスポーツや文化を通じてつくっていかうというような本旨があるのではないかと思うわけでございます。したがって、文化活動につきましても、それぞれの地域にあるさまざまな文化のノウハウをお持ちの方々の御協力をいただくということが何よりも大切なことではないかと思っております。そういった意味で、これがすべて団体を通して行われるケースだけではないのではないかと考えておるところでございます。文化団体、スポーツ団体、共通性と違いがおのずとございますので、そういった意味で今後とも総合型につきましてもそういった視点で進めてまいりたいと思っております。

#### 池田友信委員

スポーツの組織展開を見るならば、やはりそういう意味での体制づくりをする中で地域のそういった対応体制というものをどういうふうに進めていくか、その辺をやっぱり考えていくことが非常に必要ではないかと。地域の個別な形の対応という形ではなくて、やはりそういった仙台市全体の文化活動、芸術活動ということに対するパートナーの育成という形でぜひこれは考えていくことと同時に、育成をしていくことが必要ではないかと思っておりますので、その辺今後とも民間のそういった芸術団体、文化活動団体の機運が高まれば、ぜひ行政側としてもいろんな意味で支援をお願いしたいと思うわけであります。

私の持ち時間があるものですから、次に移らせていただきますけれども、次にそういった芸術関係も考えますと、実は仙台市の美術館というものをどういうふうにするべきなのかということも検討させていただきたいと思っております。

実は、宮城県の芸術協会より大型ギャラリーを有した仙台市立の美術館の建設をお願いしたいという陳情が平成2年にあったわけです。仙台市として、それを受けて市民のギャラリー建設と市立の美術館構想を検討すべく、そういった方向で論議を鋭意検討されたと思っております。その中で、56年に建設しておりました宮城県美術館の完成を考えていくと、仙台市の美術館のことは将来の検討という形で、平成4年に大型ギャラリーを先行して先に建設しようということでメディアテークを建設したという経過であると私は認識しておりますが、この経過に相違ございませんか。

文化スポーツ部長  
相違ございません。

池田友信委員

そういうことを考えますと、今、特に芸術の方々から他都市を見て、仙台市ももうそろそろ美術館ということを考えてみてはどうなのかということがいろいろ論議になっております。実は、千葉市で千葉県立美術館、千葉市立美術館がありますし、横浜にも神奈川県立美術館があって横浜市の美術館があります。名古屋においては、愛知県の美術館、そして名古屋市美術館とそれにプラスポストン美術館の分室がございます。大阪には大阪府立の美術センターと大阪市立の美術館と東洋陶磁美術館と二つあります。福岡においては、福岡県立美術館と福岡市の美術館と、それから東南アジアの方々の芸術関係の方に一つのセンターになってもらおうということで福岡のアジア美術館と二つ持っております。これらの状況を見て、仙台市として政令都市として宮城県美術館はありますが、仙台市の美術館ということに対する構想の考えについてはいかがお考えですか。

文化スポーツ部長

委員御指摘のように、今日さまざまなタイプの美術館が全国各地にできておまして、大体850館の全国の美術館があるとされておりまして。そうした中で、タイプとして分けますれば、宮城県美術館のように美術館的な収蔵庫を備えたコレクションと申しますか、そういった美術館と、それから次世代型の美術館としましては現在進行形のさまざまな芸術活動の創造を支援するというタイプの美術館とに大きく言えば分かれるのではないかと申します。私どもの方のメディアテークは、実はこの次世代型の美術館機能を備えたギャラリーと申しますか、そういった文化施設であろうかと思うわけでございます。しかしながら、全国各地あるいは今御指摘がありましたように政令市で備えているさまざまなタイプの美術館がありますことから、これらのことについても今後十分研究、検討を重ねていかなければならないと考えているところでございます。

池田友信委員

ぜひひとつ検討していただきたいと思っております。

最近では金沢の美術館が昨年の10月開館をして、開館以来入場者が15万人を突破しています。NHKが特集でとらえて放映しておりますが、我が会派でも視察のコースとして視察をしてきておりますが、ぜひ今後文化の殿堂であ

る美術館についてひとつ新しい構想で御検討いただきたい。

次に入ります。

市民費の中で町内会の活動育成支援について、本会議でもお話ししましたが、その辺について掘り下げて質問させていただきませうけれども、まず町内会にいろんな役割がありますし、仙台市も多くのオーダーを出していることは現状であります。大変市の請け負いではないかとまで言われるような状況であります。これからはやはり町内会活動というのは地域の中で自主自立、そういった形の活動をする中でいかに住みよいまちをつくるかという役割は非常にますます大きくなっていくと思います。特に、災害の関係については、そのときでなくて、その以前からの体制づくりとかあるいは検討とかあるいは打ち合わせを含めて取り組むことが大変重要なポイントになっておりますが、そのセンターとなる集会所がないところが町内会を結成している半分、50%が集会所がないという現状に対して何らかの手だてを考えることが、市民局としても町内の自治活動を活発にするためにも、そういう支援策を検討していくことが必要かと思うんです。したがって、集会所のないところに対する対策、構想というものはどんなことをお持ちなのかお伺いします。

#### 地域振興課長

集会所につきましては、特に敷地関係でございますけれども、原則として町内会でただいま準備していただいていることにしております。なお、地元にも市有地等がある場合には、これにつきましては無償貸し付け等を行っているところでございます。

なお、まだまだ今委員御指摘のようにないところもございしますので、どのような方法が空白地域解消につながるのか、今後ともさらに検討してまいりたいと考えております。

#### 池田友信委員

用地がないところは非常に困るわけですが、現在目の前に市有地があつて、もしそこが使用の緩和がされれば町内活動の拠点ができて非常にコミュニティー活動も活発になるというところに対する対策は、これから行政側として町内活動の必要性をどういう位置づけにするかということによって、市民局がそういった該当する局に対して要請をすることが必要ではないかなと私は思うんです。

例えば、一つ、委員長に先ほど資料の提示を許可いただきましたけれども、これは間もなく提案されます仙台駅第二土地区画整理事業の中にもこういった形で区画されて公園が設置されます。公園が設置される場所が決まりました。このときに、今の公園法からいくと、公園を全部指定されれば後から公園のと

ころに集会所を建てられないですね。ならば、自治活動を市として認めるならば、それぞれの区画の中に、この公園の一角を町内活動、要するに集会所を建てられる用地に削って公園として指定すると、これは後から出てくるこういった自治組織の中での活動拠点となるわけでありまして。今までも公園を設定する場合はそういう形で外してやったところもあるんです。ほとんどがやられていない。ですから、そういう意味では行政側が町内の活動しやすい都市整備あるいは区画整理のあり方、開発業者に対する指導の仕方を含めて、これは受ける側がそれをよしとして受けるのかどうかというのは開発業者になるでしょうけれども、行政側が自治活動をどんな位置で見えていくかということが私は一番大事だと思うんです。それについてどういうふうにお考えですか。

#### 都市整備局長

本会議でもお答えいたしましたけれども、都市整備局の所管の業務の中でも例えば開発指導要綱のうち1ヘクタール以上の開発行為につきましては、地域の状況に応じて必要がある場合には無償で集会所の確保を要請しているという取り扱いがございます。それから、市施行の区画整理事業におきましても、いろいろ手法を用いながら地元の御要望にこたえられるように集会所の確保をしているところでございます。

ただ、具体の例で駅東第二区画整理事業を取り上げられましたけれども、既に98%という仮換地指定率を誇っておりますので、なかなかこれから今地形の変更というのはできませんけれども、本会議でもお答えいたしましたように、事業の円滑な遂行のために市有地を幾つか確保してございます。これからの事業の遂行上で地域の御要望とマッチできるものがあればいろいろ集会所として供用することについても検討してまいりたいと考えております。

#### 池田友信委員

ぜひ駅東の区画整理事業については、新しい形で地域の人たちが活動しやすいような用途指定を含めて考えていただきたい。

そこで、市民局にお伺いするんですけれども、今までそういうことでなかったところ、これはこれからですから、やり方、方法でできるんですが、もう公園と指定したところで公園のところには建てられないという今現在の都市公園法がありますが、これは政令で定められた建ぺい率の2%という中でしか建物を認められないんです。しかし、特例で10%まであるということがあります。その特例の10%という部分について、町内会の集会所等を建設することに該当していないんです。それを該当しているような形の方法は考えられませんか。

#### 地域振興課長

ただいまお話がございました面積のパーセンテージ、こういったこともございますけれども、本市におきましてもただいまございましたように新しくつくる場合には私ども関係局と協議いたしておりますので、ただいまのお話につきましてはなお関係局と私どもこれからお話をよくお聞きして判断をしてまいりたいと考えております。

#### 池田友信委員

これは最後に市長の見解になるわけでありますが、実はこの特例の10%に該当するためには、現状の政令で定められている内容は、公園というのは広くあまねく多くの方が利用するんだから、そういう意味で多くの方に利用されるものだ。例えばトイレとかあるいはスポーツ施設とかというものも一応該当するようであります。しかし、自治活動というものは、どれだけあまねくの範囲内に入るのかということも含めて、これは災害関係とかなんかになったら当然そういう部分では該当してしかるべき要綱だと思うんです。問題は、今の政令の中にこれは入っていないから、それを改正することが必要だと思うんです。これは地方自治体の方から政令改正、要望を出さない限りはできない状況なんです。ぜひそういう意味では、まず一つは市民局の方で自治活動上こういう公園の中に建てられるようにしてほしいという強い要請を建設局に振って、建設局が今度それを国に対して市長を含めて政令の改正をするという手だてにいかないと、今中ではいきません。しかし、市民は受けるのが市民局だろうが建設局だろうがこれは関係ないんです。仙台市がやってほしいということですから、最後に市長のその辺に対する取り組み、決意を含めてお伺いします。

#### 市長

いろんな実態から公園の機能を損なわない限りにおきまして、どういった説得力のあるストーリーがつくられるか、その辺につきましてできるだけ強力な内容といいますか、説得力のあるようなデータと論理をつくり上げまして、御要望に沿えるようにしていきたいと思っております。